

公益認定等委員会だより

第30号 平成26年5月1日発行

公益認定等委員会 発行



昨年7月に設置された「公益法人の会計に関する研究会」は、4月18日、検討状況の中間報告をとりまとめました。研究会においては、引き続き、会計制度運用の課題等について、検討を進めていきます。



公益法人の活動紹介

34

※詳しくはp5をご覧ください。

目次

- P2・・・会計研究会・中間報告
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」
- P4・・・移行申請・審査の状況概要
(速報値)
- P5・・・公益法人の活動紹介
「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟」
- P6・・・申請サポートに関する情報・その他
お知らせ

■公益財団法人 ボーイスカウト日本連盟

子どもたちの成長に欠かせない「生きる力」を基礎に、野外活動や体験活動を主体に青少年の健全育成に取り組む。

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数(注)
内閣府	社団	761	95	1,123
	財団	1,543	277	942
都道府県	社団	3,232	88	5,237
	財団	3,513	357	2,851
	合計	9,049	817	10,153

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成26年4月30日現在)



より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページをご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



公益法人の会計に関する 諸課題の検討状況について

2013年7月、公益認定等委員会は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計に関する研究会を設置しました。同研究会は、昨年8月の初会合以来、公益法人や関係者からの意見聴取等を行いつつ、専門的な観点から具体的な議論を進めてきました。

今後も、年内を目途に引き続き検討を続けていくこととなりますが、多様な利害関係者に対する情報提供の機会とするため、これまでの検討状況について公表することといたしました。



■御意見募集中!
「公益法人information」の
意見募集要領を御確認ください!
平成26年5月31日(土)締切

◆ 検討されている小規模法人の負担軽減策



2つの視点

公益法人は税制
優遇を受ける社
会的存在



事業規模の小さく、
体制の脆弱な法
人の実行可能性

1 制度における検討課題

✓ 収支相償について、運用の弾力化ができないか?

財源を最大限に活
用して、受益者の
範囲を拡大



収支の変動しやす
い小規模法人は複
数年度の収支を見
たうえで剰余金の
用途を決めたいと
いう要望

剰余金が発生した場合、現行は翌年度に対応案の策定を求めています。これを改め、翌年度に対応策検討のスケジュール、翌年度又はその次年度当初に具体的な計画の提出という方法案について、制度の信頼性の確保、管理・監督方法等の検証のため、引き続き検討することといたしました。

2 財務諸表の様式における検討課題

✓ 貸借対照表内訳表は必要か? (収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰り入れる法人が対象)

繰り入れが行われ
ているかを資産の
面から判断



事務負担の大き
い様式の必要性

検討の結果、小規模法人に限定せず、引き続き整理・検証することといたしました。

✓ 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分について、義務付けは廃止できないか？

公益目的事業比率の算定のため全法人に義務付け

法人会計以外の他の会計で同様の情報提供が可能では

収益事業等を行う法人は、繰り入れられた額が公益目的事業に使われることが検証不可能になるのではないか、公益目的事業のみを実施する法人については、対象を小規模法人に限定する理由はないのではないかと議論がなされました。
また、管理費の財源(収益)が論点となり、実効性ある負担軽減策を引き続き検討することとなりました。

3 会計処理に関する検討課題

✓ 重要性の原則について、小規模法人の負担軽減策に活用できないか？

検討の結果、重要性の乏しいものについて簡便な方法によることができるとする「重要性の原則」(平成20年公益法人会計基準)の規定の活用、小規模法人の運営において比較的影響の少ない一定の項目(「満期保有目的の債券」には、償却原価法を適用しないことができる等)では、簡便な方法を認めることで概ね一致しました。

✓ 事業費・管理費の配賦基準について改善できないか？

公益目的事業比率の算定のため、事業費・管理費について、共通費用からの適正な配賦が必要

小規模法人には、配賦の根拠の整理等に伴う負担感が大

共通費用からの配賦割合について、申請時等に用いた割合の継続的使用を原則認め、「大きな状況変化」があった場合及び一定の年数の経過後に見直すこととする案について、引き続き検討することとなりました。

4 「小規模法人」の対象範囲について、簡便な会計処理方法の適用対象とする小規模の範囲はどのように決めるか？

収益、資産、寄附金・補助金の受領の有無等の定量的条件、法人の自己規律の取り組み(例えば、自主的・自発的に情報開示をインターネットで行っている等)を重視することなど、定性的な条件について、引き続き検討することとなりました。

◆ 今後の検討方針

この検討は、小規模法人のため別途の会計基準を定めようとするものではなく、あくまで、現行の会計基準の趣旨を踏まえ、できる限り運用上の簡素化を図るものであり、小規模法人といえども、原則的な会計処理を行うことが望ましいことにご留意ください。

今後の検討に当たり、研究会では、小規模法人を対象を限らず議論することとした制度運用の課題等については、委員会との連携の下、引き続き議論を深めていくとともに、重要性の原則の適用等に関する技術的な課題については、実務面での検討を更に進めることとしています。

さらに、定期報告書類や個別の会計処理・表示の課題等の検討にも取り組むこととしています。



移行申請・審査の状況概要(速報値)

(注)速報値のため、数値は今後修正の可能性があります。

移行の概況 昨年11月末までの移行期間における移行申請数・解散数の概況をお知らせします。

制度施行時特例民法法人数
(平成20年12月1日)

24,317※1

※1 共管重複分があるため、国所管と都道府県所管の計は総数と一致しない。

6,625
(27%)

17,818
(73%)

国所管(各省庁)

都道府県所管

移行申請法人数

20,736※2

※2 取下げ件数を除く。

うち
みなし解散
426※3

9,054
(37%)

11,682
(48%)

3,581
(15%)

公益法人への移行認定(44:56)

一般法人への移行認可

解散・合併等

※3 移行期間内に移行申請が行われなかったため、法律上、解散したものとみなされた法人の数

税法上の特定公益増進法人数が10倍に増加

寄附優遇税制を活用した資金調達を御検討ください!

旧公益法人制度

計24,317法人

うち特増 862法人(3.5%)

新公益法人制度

移行申請 計20,736法人

公益 9,054法人(44%)=特増

※ 新制度では、全公益法人が寄附優遇税制の対象となる「特定公益増進法人」となります。

移行審査の状況(平成26年3月末日時点)

本年3月末時点において、審査中の法人数は全国で219法人です。
公益認定等委員会では、引き続き、柔軟かつ迅速な審査に努めてまいります。

移行申請法人数 20,736(100%)

答申済 20,517(99%)

処分済 19,955(96%)

審査中 219

公益法人	一般法人
96	123

	公益法人	一般法人	合計
内閣府	2,137	2,231	4,368
都道府県	6,685	8,902	15,587
合計	8,822	11,133	19,955

※左記とは別に、一般法人から新規に公益認定処分を受けた法人数は331

～公益財団法人ボーイスカウト日本連盟～

内閣府認定



■ハイキングにて

ボーイスカウトの活動は、生命を尊重する心、仲間と話し合って協力する心、モラルや正義感、自然や美しいものに感動する心などが、子どもたちの成長に欠かせない「生きる力」の基礎と考え、野外活動、体験活動を主体に青少年の健全育成を実践しています。



■バッジの授与



■ツリークライミング



■川下り

■日本のボーイスカウトと活動

日本では約13万人が活動しています。青少年を発達段階に応じてビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウトの5つの部門に分け、それぞれが、キャンプ、ハイキング、地域での社会奉仕活動、国際交流などの活動を行っています。活動はすべて「行うことによって学ぶ」ことを基本に、自発性、協調性、社会性などを、活動をとおして育てています。これらは、家庭教育や学校教育を補完しながら、将来世界市民として生きることができる人間の育成を目指しています。また、青少年(スカウト)を指導するのは、すべてボランティアの成人指導者です。

～ボーイスカウトのはじまり～

1907(明治40)年、英国人ロバート・ベーデン-パウエル卿が20人の少年を集めて行った実験キャンプがはじまりです。現在では、162か国が世界スカウト機構に正式加盟し、約3,600万人が世界中で活動しています。

■ビーバースカウト



■ボーイスカウト



■ローバースカウト



■カブスカウト



■ベンチャースカウト



■成人指導員

■各種キャンプ大会

ボーイスカウトでは、主に野外活動によって青少年の資質を育成していますが、キャンプ大会では日頃の仲間たちとの活動を大きく上回る規模で野外での共同生活を行い、いわば疑似社会での活動を体験します。

障がいのある青少年主体のキャンプ大会、日本ジャンボリーという中学生年代主体の2万人規模の大会、高校生や大学生年代の幅広いエリアでの大会などを継続的に開催しています。

特に、来年夏には「第23回世界スカウトジャンボリー」(4年ごとに世界各国で開催)が山口県で開催されます。世界162か国から3万人の青少年が集い、約2週間の国際キャンプ大会を経験します。

■ボーイスカウトは人をつくる

以上のように、ボーイスカウトでは社会に有用な人材の育成を目指していますが、「自己教育」(自らの資質を引き出し伸ばすこと)を教育の根底に据えています。この結果として、宇宙飛行士、映画監督、ミュージシャン、政治家など、各界で著名人を輩出しています。

■ホームページアドレス <http://www.scout.or.jp/>



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口■

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。
※6月の窓口相談は、5月8日(木)まで募集中です。

<テーマ別セミナー(基礎的研修会)の開催>(要事前申込)

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、当事務局職員がテーマごとに解説します(1回1時間半程度)。次回のテーマは「定期提出書類」です。開催日程は、決定次第、「公益法人information」に掲載します。

(電話)03-5403-9558
(FAX)03-5403-0231
(メール) akio.nishimori@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。
(☎)03-5403-9669
(時間)平日10時~16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人■

<民間の専門家を活用した相談会>(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。現在、平成26年度の相談会開催日程を検討中です。(本年度の日程は決定次第、「公益法人information」に掲載します)。

■その他のサポート■

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558
(FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。



移行認定申請中の特例民法法人の皆様へ

公益法人への移行をめざして移行認定申請中の特例民法法人は、行政庁からの認定・不認定の処分を受ける前(審査中)であれば、並行して一般法人への移行認可申請を行うことも可能です。

並行して認可申請を行うことを検討する場合は、申請先行政庁の担当者に御一報ください。

【参考】整備法(※)第116条

(移行期間満了後における認可の申請の特例)
第116条 前条第二項の規定にかかわらず、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人は、移行期間の満了の日後において当該申請に対する処分がされていないときに限り、第四十五条の認可の申請をすることができる。

(※)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)

募集!

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、64法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



ここをクリック!

●「公益法人information」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■本件問合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係
(電話)03-5403-9524・9533
e-mail: koueki-info@cao.go.jp